

中山間地域等直接支払高畠町基本方針

平成２２年７月２０日策定

1 趣 旨

高畠町は、山形県東南部の置賜盆地に立地し、東部の山間山麓地域と西部の平坦地域からなる。高畠町では、従来より農業生産活動を通じた国土の保全、水源のかん養等に努めてきただけでなく、有機農業や農業体験を通じた都市住民との交流など農業の多面的機能の発揮に先進的に取り組んできた。しかしながら、全国的な農業の担い手の高齢化、減少等に加え、高畠町の山間山麓地域では、中山間かつ泥炭地という不利な生産条件もあり、耕作放棄地の増加が問題となっている。

このため、高畠町では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）を平成26年度まで実施するものとする。

当該交付金により、適正な農業生産活動が維持され、洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ、交付金の対象地域の経済活動や生活環境が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間の連携、交付金の使用方法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標について高畠町基本方針を定める。

2 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうち、イの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも、傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。（別添：対象農地図）

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：二井宿地区
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：二井宿地区及び和田地区
- (ウ) 地域の実態に応じて山形県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域：屋代地区

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1 / 2 0 以上、畑、草地 1 5 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には、交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田 1 / 1 0 0 以上 1 / 2 0 未満、畑 8 度以上 1 5 度未満で、一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で、必要な一団の農用地に限る。）

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者、これに準ずる者として町長が認める者、第 3 セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成 2 6 年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に、当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界の農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ平成 2 6 年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成 2 6 年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、平成 2 6 年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置づけられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農用地の復旧計画を市町村長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第 3 セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

3 集落協定の共通事項

（１）構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら又は集落内外の担い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において、中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

（２）農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取り組みを選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成２３年度以降に締結することも可能とする。

（３）集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた１０～１５年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から５年間の具体的な活動計画を記載することとする。

（４）農業生産活動等の体制整備を図るための取り組みとして活動すべき事項（中山間地

域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成し実践することとする。

- ①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ②既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④自工施工の箇所・整備内容・受益する農地の範囲及び面積（A要件「農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）
- ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（A要件「多様な担い手の確保」を選択した場合に記載）
- ⑥その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 次の(ア)、(イ)、又は(ウ)のいずれかを選択する。

(ア) 以下の要件のa～jのうちから2つ以上を選択して、その活動項目における現況及び平成26年度までに達成する目標を定める。

- a 協定農用地の拡大
- b 機械・農作業の共同化
- c 高付加価値型農業の実践
- d 地場産農産物等の加工・販売
- e 農業生産条件の強化
- f 新規就農者の確保
- g 認定農業者の育成
- h 多様な担い手の確保
- i 担い手への農地集積
- j 担い手への農作業の委託

(イ) 以下の要件のa又はbのいずれかの活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成26年度までに達成する目標を定める。

- a 集落を基礎とした営農組織の育成
- b 担い手集積化

(ウ)協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し集落協定を位置付ける。

(5) 加算措置適用のために取り組むべき事項

ア 規模拡大加算については、集落協定又は個別協定に参加した農業者のうち、認定農業者等及び新規就農者が平成22年度以降、新たに、対象農用地に利用権の設定等又は農作業受委託契約に基づき、5年以上（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすること

ができる。)の期間継続して農業生産活動等を行う場合を対象とし、平成26年度まで交付する。

イ 土地利用調整加算については、平成26年度までに、認定農業者等と新たに利用権の設定等又は基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上の農作業）の受委託契約を協定農用地の30%以上において行った場合、協定農用地のすべてに加算をする。

ウ 小規模・高齢化集落支援加算については、平成26年までに小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて協定を締結した場合に、当該小規模・高齢化集落の対象農用地面積に応じて加算する。

エ 法人設立加算については、次の場合に加算することとする。

(ア)特定農業法人を設立する場合

(イ)協定農用地の30%又は3haのいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とした農業生産法人を設立する場合。ただし、協定外の農用地を含めて法人を設立する場合は、協定内農用地が1/3以上とする。

(6) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標

集落協定において、主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。

(7) 集落協定等の公表

町長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表するものとする。また、町長は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取り組み状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(8) 農業委員会の役割

農業委員会は、農地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて、持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(9) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興整備計画との整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため、農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

4 個別協定の共通事項

(1) 実施要領第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者等が、農用地の権限を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受委託について次のアからカまでの事項を規定する（ただし、

力については加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項）。

- ア 協定の対象となる農用地
- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名（出し手）
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

（２）高畠町の認定農業者等が一団の農地すべてを耕作する場合及び３ha以上の経営規模を有している場合（農業従事者一人当たりの所得が山形県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。）で、実施要領第６の２の（１）の（ウ）で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、通常単価の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- ア 自作地を含まない協定
- イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第７の２の（４）に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として平成２６年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては３種類以上、畑においては２種類以上、草地においては１種類以上の農作業）の受託面積の合計が協定農用地面積の１０％又は０.５haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合

（３）個別協定においては１ha以上の農用地のまとまりを求めない。

５ 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、５年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

- （１）耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第３セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。農業委員会等は協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- （２）農業従事者一人当たりの所得が山形県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払の対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払の対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において、中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として、集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払の対象とする。

6 集落相互間の連携

町は、対象行為の取り組み、生産性・収益の向上・担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係わる取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、町は、担い手のいない集落においても、担い手がいる別の集落の認定農業者等が出作することにより、集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のある集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該小規模・高齢化集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

7 交付金の使用方法

高島町の交付金の使用方法については、次のとおり町のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

ア 町は、直接支払の額を集落の代表者に対して交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対し支出する。

イ 集落の共同取り組みの実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて、耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に使用すること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農用地の維持管理における共同の取り組みとしての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置（規模拡大加算、土地利用調整加算、小規模・高齢化集落支援加算、法人設立加算）適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）

(ケ) その他

ウ 各筆ごとの耕作者に耕作面積の割合に応じて支払う。

(注) 農作業委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれ

かに交付した後、両者が話し合っただけで按分する。

(2) 個別協定の場合

町は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

8 交付金の返還

(1) 交付金の返還

ア 協定違反となる場合

一部農用地について耕作放棄が生じ、集落内外の関係者（第3セクター等を含む。）でこれを引き受ける者が存在せず、協定に違反した場合には、協定参加者に対し、協定農用地すべてについて協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

このような事態を防止するため、町や農業委員会は、第3セクターや農協等が農地を引き受けるよう、あつせん、指導等を行う。

なお、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者又は農業後継者の住宅用地に転用する場合であって、町長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求める。

イ マスタープランに定めた取り組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取り組みが適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には当該年度以降の交付金の交付を行わない。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で通常単価の要件として取り組むべき事項が平成26年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年度に遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、通常単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、平成26年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講じることとする。

エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

土地利用調整加算、法人設立加算について中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用に定められた基準が平成26年度までに達成されない場合、または中間年の評価の結果、目標の達成が見込まれない場合においては、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、規模拡大加算を適用した農用地については、協定期間中に利用権の設定等又は農作業受委託契約の解除が行われた場合は当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還し、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(2) 不可抗力の場合の免責事由

次のような場合は、不可抗力として過去の年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

ア 農業者の死亡、病気、高齢等により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用もしくは使用を受けた場合、又は収用適格事業（土地収用法第3条）の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 自己施工により農道又は水路に転用した場合

オ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

また、アの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに町、農業委員会等に対し、受託者、賃借者のあっせん等を申し出る。

9 生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

町は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講じる施策について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

（1）生産性・収益の向上に関する目標

ア 農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び集落営農組織等による農作業受託等を支援して、省力低コスト生産を図ることにより、これら経営の発展を図る。

イ 農業機械・施設の共同利用を進める。

生産・加工・流通の各過程において、共同利用できる農業機械・施設の整備に関する各種事業を推進する。

ウ 農作業の共同化を進める。

認定農業者を中心とした集落営農体制の確立を目指し、集落営農組織による共同経営化を推進する。

エ 農地の連担化・交換分合等により生産性の向上を図る。

農地集積については、農業委員会の農地保有合理化事業における農地銀行活動を活用して、土地利用調整を行い、集団化及び連担化した条件での利用集積に努める。

オ 高付加価値化農業の推進を図る。

有機農業については、少農薬栽培を含め盛んに行われていることから、支援体制を確立し、近年の食の安全性に対する消費者の意識の高まりを視野に入れた高付加価値化を目指す。

（2）担い手の定着に関する目標

ア 新規就農者の参入を図る。

住民の自主組織において実施されている農業体験事業を支援するとともに、都市と農村の交流施設「ゆうきの里・さんさん」を活用して、新規就農の機会を創出する。また、高畠地域担い手育成総合支援協議会のアクションプログラムにより、就農者の技術習得や経営管理能力向上に対する支援を行う。

イ 認定農業者の育成を図る。

認定農業者に対する経営研修、技術等の研修会への参加を促進し、集落営農組織の核となり得る認定農業者の育成に努める。

ウ 利用権設定等による担い手への農用地の面的集積を図る。

担い手への農地の面的集積についても、本基本方針 9 の（１）のエと同様に取り組む。

エ 共同利用機械や生産物の直売所、農産物加工施設などの農業機械・農業施設の整備を支援し、担い手の営農活動の活性化を図る。

（３）生活環境の整備等に関する目標

生活環境の整備等に関する目標については、町の目標とするが、集落協定の目標として任意で選択することもできる。

ア 農道、集落排水等の生活環境の整備を図る。

大型機械の運行と生産効率の向上及び流通機能の整備を図る観点から農道網の整備を図る。また、高畠町森林整備計画により設定された森林施業共同化重点実施地区と農用地区域が隣接していることから、林道整備と農業生産基盤に不可欠な農道整備との関連を十分に考慮しながら整備を図る。

イ 集落の再編整備を図る。

ウ 高齢化に対応した生活環境の整備、高齢者活動の支援等の高齢者対策の推進を図る。

高齢者活動グループの育成を通じて、高齢者の豊富な知識・経験を活用し、伝統文化、伝統工芸などの伝承に努める。

10 実施状況の公表及び評価

町長は、中間年評価として、平成 24 年度の実施状況の確認に併せて平成 24 年度中に集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、町長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

11 その他必要な事項

（１）耕作放棄地の復旧に対する支援

耕作放棄地の復旧は「耕作放棄地再生利用交付金」を活用しつつ推進する。